

# 第1章

## 災害の概要

---

第1節 市の概況

第2節 台風の概要

第3節 関係法令の適用等



## 第1節 市の概況

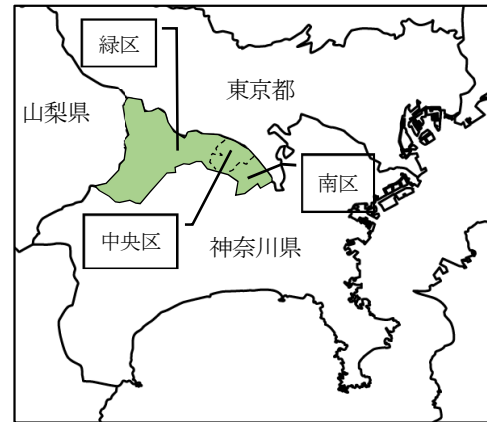
### 1 概要

#### (1) 位置・面積

本市は、東京都心から30km～60km圏内の神奈川県北西部に位置している。市域は、相模川と境川に挟まれた平野部から丹沢山地までに広がり、東西35.6km、南北22.0kmである。面積は、328.91km<sup>2</sup>で、県内で横浜市に次ぐ2番目の広さを有している。

市の北部から東部にかけては東京都檜原村、八王子市、町田市に接し、西部は山北町、山梨県上野原市、道志村に、南部は清川村、愛川町、厚木市、座間市、大和市に接している。

図表 1.1.1 本市の位置



#### (2) 沿革、行政区の概要等

##### ア 沿革

本市は、昭和29年11月20日の市制施行後、内陸工業都市・住宅都市（ベッドタウン）として発展し、平成18年3月に旧津久井町及び旧相模湖町と、翌年3月に旧城山町と旧藤野町と合併し、平成22年4月1日、戦後に誕生した市として初めて指定都市となった。

##### イ 緑区

緑区は、区東部においては工業や商業、業務機能などが集積するとともに、区西部は美しいやまなみや湖・河川など豊かな自然が広がる地域で、面積は253.9km<sup>2</sup>、市域の約77.2%を占める、本市の中で最も広い面積の区となっている。

##### ウ 中央区

中央区は、市役所、税務署など市や国の主要な行政機関が立地する行政の中心となる地域で、面積は約36.9km<sup>2</sup>、市域の約11.2%を占めている。また、相模川をはじめとして境川、八瀬川、道保川などの水辺や、段丘崖のまとまりある緑、台地部に広がる農地など、多様な自然に恵まれた地域でもある。

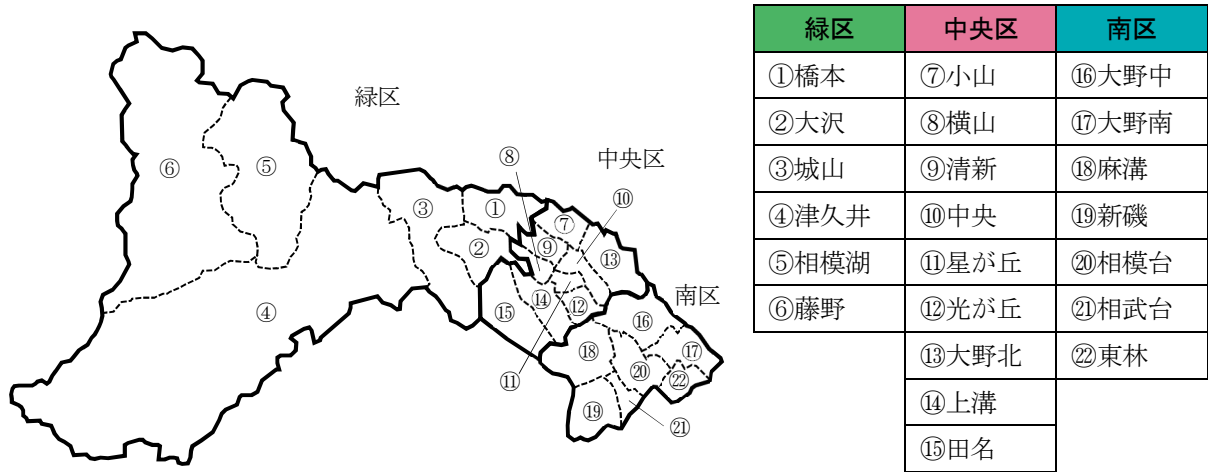
##### エ 南区

南区は、大規模な商業地が形成されるとともに、公園や緑地など憩いの場が充実した地域で、面積は38.1km<sup>2</sup>、市域の約11.6%の面積を占めている。また、区中央部の木もれびの森や県立相模原公園、相模原麻溝公園などのまとまった緑、相模川沿いの田園地帯など、豊かな自然も広がっている。

##### オ まちづくり区域

本市では、地区ごとのまちづくりを進める上で基礎的単位とする区域として、地区の歴史や特性等を考慮し、22のまちづくり区域を定めている。まちづくり区域は、地区自治会連合会、公民館、高齢者支援センター等の区域の基準としているほか、災害時には、地区内での情報収集や応急対策に係る地区調整等を行う現地対策班を設置する単位としている。

図表 1.1.2 まちづくり区域の名称と位置



## 2 自然的条件

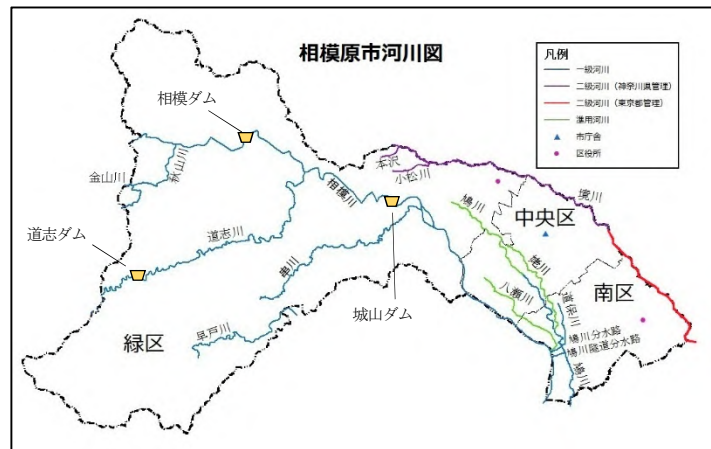
### (1) 地形

本市の地形は、緑区城山地区を境にして、主に山地が分布する西部地域と、主に台地からなる東部地域に大別される。

西部地域には山地が広がっており、山地を刻む河川としては、相模川のほか、道志川、秋山川、早戸川、串川などがある。これらの河川に沿って細長く段丘や低地が分布する。山地は急峻であり、蛭ヶ岳（1,673m）など1,000mを超える山もある。

東部地域には、多摩丘陵と相模低地に挟まれた相模原台地が広がっている。北東境の多摩丘陵との間には境川、南西側の相模低地には相模川が流れている。相模原台地は、南北に伸びる台地で、緩やかな起伏を伴って南に傾斜をしている。台地は、数段の平坦面（段丘）で構成されており、その境は比高（平坦面同士の高度差）数mの傾斜地（段丘崖）となっている。また、台地には、道保川、鳩川、姥川、八瀬川といった小河川が流下する。

図表 1.1.3 市域を流れる河川及びダム位置



### (2) 土砂災害警戒区域の指定状況

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）に基づく土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の指定状況は図表 1.1.4 のとおりである。なお、急傾斜地の崩壊に関しては、平成 30 年度から令和 2 年度にかけて、それまで未指定であった住宅地や事業所に利用されている土地についても基礎調査が実施され、令和 3 年 5 月 25 日に土砂災害特別警戒区域が追加指定されている<sup>1</sup>。

<sup>1</sup> 令和 3 年 5 月 25 日時点における土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩壊）は、667 区域である。

図表 1.1.4 土砂災害（特別）警戒区域の指定状況（令和元年10月時点）

区分		指定数	行政区別指定状況		
			緑区	中央区	南区
急傾斜地の崩壊	土砂災害警戒区域 (土砂災害特別警戒区域)	689 (230)	630	27	32
土石流	土砂災害警戒区域 (土砂災害特別警戒区域)	488 (363)	488	0	0
地すべり	土砂災害警戒区域 (土砂災害特別警戒区域)	1 (0)	1	0	0
合計	土砂災害警戒区域 (土砂災害特別警戒区域)	1,178 (593)			

### 3 社会的条件

#### (1) 人口

本市の人口は、昭和29年11月の市制施行当時は約8万人であったが、昭和42年8月に人口20万人、昭和46年7月に30万人、昭和52年6月に40万人、昭和62年8月には50万人に達し、平成12年5月に60万人を超えた。

その後、旧津久井4町との合併を経て、平成31年1月1日現在の住民基本台帳人口は、334,685世帯、718,367人となっていた。年齢別では、年少人口（15歳未満）が12.1%、生産年齢人口（15歳以上65歳未満）が62.6%、高齢人口（65歳以上）が25.3%となっている。このうち、外国人住民は14,795人であり、市域人口の2.1%を占める。

図表 1.1.5 行政区別の人口・世帯数（平成31年1月1日時点）

区名	世帯数 (世帯)	人口 (人)	人口構成比 (%)
緑区	77,272	171,321	23.8
中央区	125,772	271,234	37.8
南区	131,641	275,812	38.4
総数	334,685	718,367	—

#### (2) 交通

本市の国道は、横浜市の桜木町を起終点とする国道16号と、東京都中央区を起点とし塩尻市を終点とする国道20号、平塚市を起点とし緑区橋本を終点とする国道129号、平塚市を起点とし緑区吉野を終点とする国道412号及び富士吉田市を起点とし緑区西橋本を終点とする国道413号である。

高速(有料)道路は、中央自動車道（中央道）と首都圏中央連絡自動車道（圏央道）が通過している。中央道の市内延長は約9.9kmで、相模湖インターチェンジと相模湖東出口が国道20号に接続する。また、圏央道の市内延長は約9kmで、南区の当麻地区の相模原愛川インターチェンジが国道129号及び県道52号（相模原町田）に接続し、緑区の小倉地区の相模原インターチェンジが県道510号（長竹川尻）に接続する。

鉄道は、首都圏の環状交通軸であるJR横浜線、放射交通軸である小田急線（小田原線・江ノ島線）及び京王相模原線、県央地区の南北交通軸であるJR相模線、そしてJR中央本線の6路線があり、17の駅が設置されている。

## 第2節 台風の概要

### 1 台風の概要

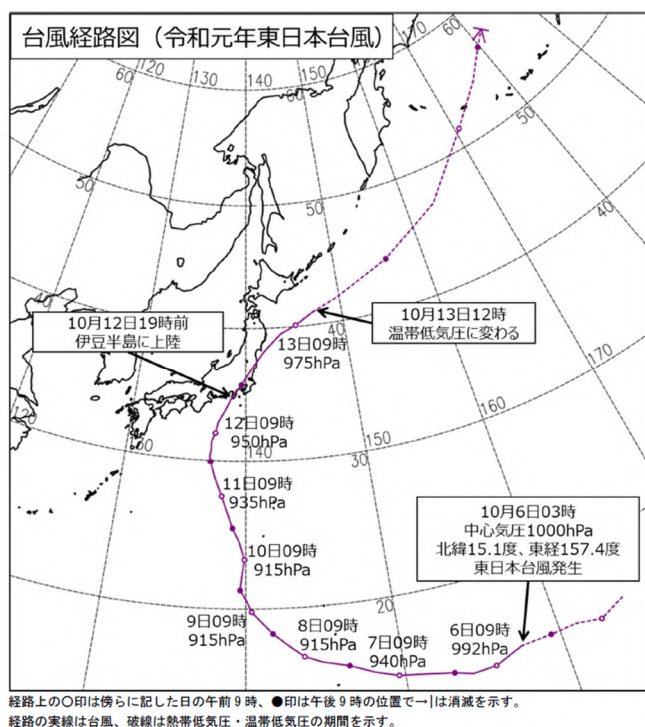
令和元年10月6日(日)に南鳥島近海で発生した台風第19号<sup>2</sup>は、マリアナ諸島近海を西に進み、一時大型で猛烈な台風に発達した後、次第に進路を北に変え、日本の南を北上し、12日(土)19時前に大型で強い勢力で伊豆半島に上陸した。その後、関東地方を通過し、13日(日)12時に日本の東で温帯低気圧に変わった。

東日本台風の接近・通過に伴い、静岡県、新潟県、関東甲信地方、東北地方の多くの地点で、3、6、12、24時間降水量の観測史上1位の値を更新するなど、記録的な大雨となり、気象庁は、12日(土)15時30分から順次、神奈川県、静岡県、東京都、埼玉県、群馬県、山梨県、長野県、茨城県、栃木県、新潟県、福島県、宮城県、岩手県の1都12県に大雨特別警報を発表した。

また、東京都江戸川臨海では観測史上1位の値を超える最大瞬間風速43.8mを観測するなど、関東地方の7箇所では最大瞬間風速40mを超える暴風となったほか、東日本から北日本にかけての広い範囲で非常に強い風を観測した<sup>3</sup>。

東日本台風による人的被害は、死者104名(うち災害関連死者7名)、行方不明者3名、負傷者384名となっており、住家被害は、全壊3,308棟、半壊30,024棟、一部破損37,320棟、床上浸水8,129棟、床下浸水22,892棟となっている<sup>4</sup>。

図表 1.2.1 東日本台風経路図及び台風の大きさ・強さの分類



大きさ	風速 15m/s 以上の強風域の半径
超大型(非常に大きい)	800 km 以上
大型(大きい)	500 km 以上 800 km 未満
強さ	最大風速
猛烈な	54m/s 以上
非常に強い	44m/s 以上 54m/s 未満
強い	33m/s 以上 44m/s 未満

《出典：「災害時気象報告」

(気象庁・令和2年3月31日)》

<sup>2</sup> 令和2年2月19日、気象庁が令和元年に顕著な災害をもたらした台風として「令和元年東日本台風」と名称を定めた。

<sup>3</sup> 出所：「災害時気象報告」(気象庁・令和2年3月31日)

<sup>4</sup> 出所：「令和元年台風第19号等に係る被害状況等について」(内閣府・令和2年4月10日現在)  
(数値は10月25日からの大雨による被害を含む。)

## 2 県内の気象状況<sup>5</sup>

### (1) 気象警報・特別警報

県内においては、10月12日（土）6時23分に、複数の市町村に大雨警報や暴風警報が発表、同9時28分には、県内全33市町村に大雨・洪水・暴風警報が、そして沿岸部の15市町に波浪・高潮警報が発表される状況となった<sup>6</sup>。

その後、東日本台風の接近・上陸に伴い、15時30分に相模原市、小田原市、厚木市、箱根町、湯河原町、愛川町に、19時07分に秦野市、南足柄市、清川村に、20時50分に伊勢原市、大井町、松田町、山北町に大雨特別警報(土砂災害)が発表された。

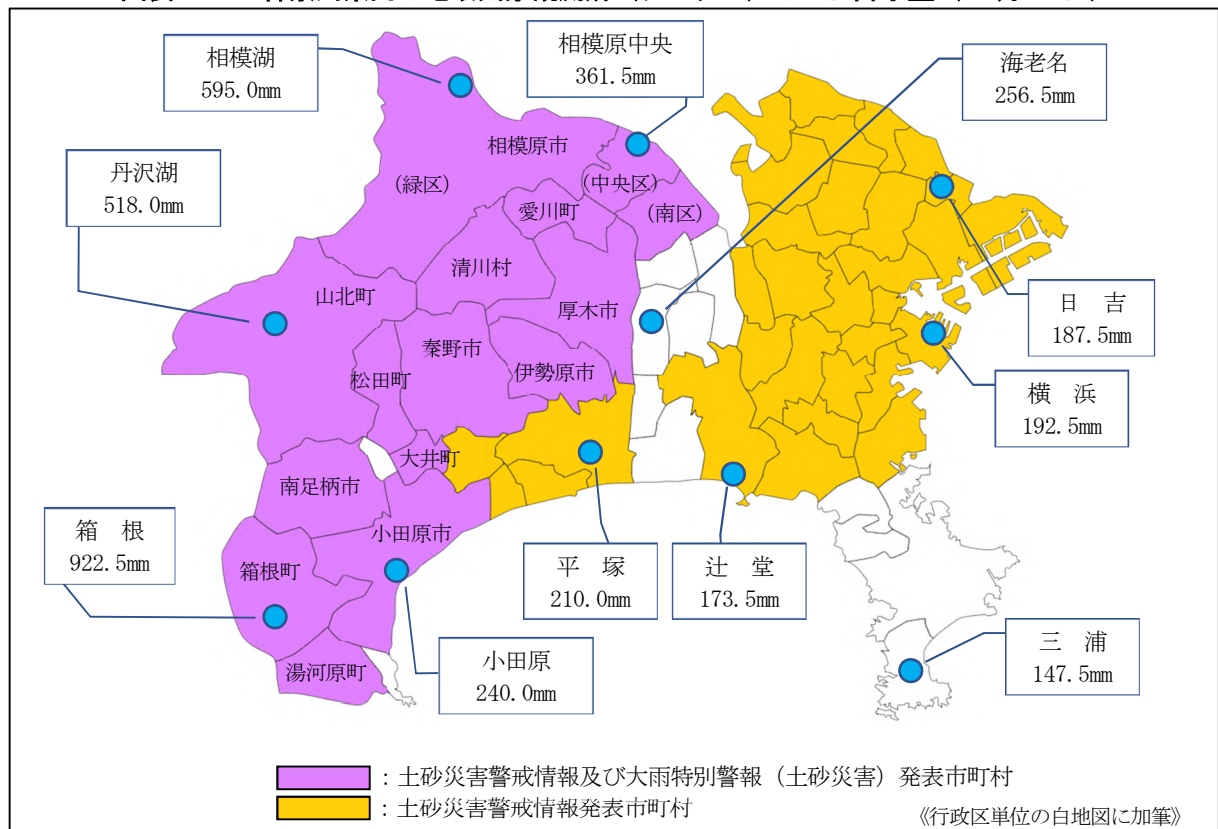
### (2) 土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報は、10月12日（土）7時20分に相模原市西部に発表されてから、徐々に範囲が広がり、17時05分には、21市町村に発表される状況となった。

### (3) 降雨の状況

東日本台風の接近・通過に伴い、神奈川県西部の山地では1時間に60mmを超える非常に激しい雨を観測し、箱根町では、10月12日（土）19時45分に記録的短時間大雨情報が発表されたほか、10日（木）から13日（日）までの総降水量が1,000mmに達した。

図表 1.2.2 神奈川県内の地域気象観測所（アメダス）の1日降水量（10月12日）



<sup>5</sup> 出所：「令和元年台風第19号に関する神奈川県気象速報」（横浜地方気象台・令和元年10月18日）

<sup>6</sup> 波浪警報は11日（金）中に沿岸部の13市町で発表されている。

### 3 市内の気象状況

#### (1) 気象警報・注意報

東日本台風の接近・上陸に伴い、本市には10月12日（土）6時23分に大雨警報（土砂災害）が発表され、7時05分に洪水警報、9時28分に暴風警報が発表された。その後、気象状況の悪化により、15時30分に大雨特別警報（土砂災害）が発表された。

図表 1.2.3 本市に発表された気象警報・注意報

区分	気象警報・注意報	発表日時	解除日時
大 雨	大雨注意報	10月11日 16:57	10月12日 6:23
	大雨警報（土砂災害）	10月12日 6:23	10月13日 6:51
	大雨警報（浸水害）	10月12日 7:05	10月13日 3:37
	大雨特別警報（土砂災害）	10月12日 15:30	10月13日 0:20
	大雨注意報	10月13日 6:51	10月13日 11:58
強 風 暴 風	強風注意報	10月11日 10:33	10月12日 9:28
	暴風警報	10月12日 9:28	10月12日 23:21
	強風注意報	10月12日 23:21	10月13日 3:37
洪 水	洪水注意報	10月11日 21:42	10月12日 7:05
	洪水警報	10月12日 7:05	10月13日 6:51
その他	雷注意報	10月11日 16:57	10月12日 23:21

#### (2) 土砂災害警戒情報

本市に発表される土砂災害警戒情報は、市域を西部（緑区）と東部（中央区・南区）に分けて発表される。

本市においては、東日本台風の接近により、12日（土）7時20分、西部に土砂災害警戒情報（神奈川県土砂災害警戒情報第1号）が発表され、その後12時25分に東部に土砂災害警戒情報（神奈川県土砂災害警戒情報第5号）が発表された。

図表 1.2.4 土砂災害警戒情報の発表・解除日時

発表区分	発表日時	解除日時
相模原市 西部	10月12日 7:20	10月13日 6:15
相模原市 東部	10月12日 12:25	10月13日 1:45

#### (3) その他の気象情報等

##### ア 指定河川洪水予報・水位到達情報

本市を流れる洪水予報河川は、相模川の1河川のみであり、市域に関連のある洪水予報は「相模川中流」として発表される<sup>7</sup>。

また、本市を流れる水位周知河川は、令和元年10月時点では、境川、道保川、鳩川及び

<sup>7</sup> 相模川中流は、小倉橋（相模原市）から神川橋（寒川町（左岸）、平塚市（右岸））までの区間である。



串川の4河川であり、それぞれの河川に水位到達情報が発表される<sup>8</sup>。

東日本台風では、相模川、境川、串川において、氾濫危険情報が発表された。

図表 1.2.5 洪水予報及び水位到達情報の発表状況

区分	河川名	水位観測所	情報の名称	発表日時
洪水予報 河川	相模川 (中流)	上依知 <sup>(※1)</sup>	氾濫警戒情報	10月12日 12:00
			氾濫警戒情報	10月12日 14:10
			氾濫危険情報	10月12日 15:20
			氾濫危険情報	10月12日 21:30
			氾濫警戒情報	10月13日 3:45
			氾濫注意情報	10月13日 4:55
			氾濫注意情報解除	10月13日 5:50
水位周知 河川	境川	風戸橋	氾濫警戒情報	10月12日 8:03
			氾濫危険情報	10月12日 20:01
		昭和橋	氾濫警戒情報	10月12日 6:21
			氾濫危険情報	10月12日 8:01
		高橋	氾濫警戒情報	10月12日 7:42
			氾濫危険情報	10月12日 20:11
	幸延寺橋	氾濫警戒情報	10月12日 7:05	
		氾濫危険情報	10月12日 20:41	
	串川	串川橋	氾濫警戒情報	10月12日 19:20
			氾濫危険情報	10月12日 19:50
鳩川	石橋	氾濫警戒情報	10月12日 20:45	

(※1) 上依知水位観測所は厚木市内に所在するが、観測所受け持ち区間は緑区(向原、小倉)を含んでいる。

#### イ 竜巻注意情報

竜巻注意情報は、県を西部と東部に分けて発表され、本市は県西部に属する。

東日本台風の接近により、県内に3回竜巻注意情報が発表され、そのうち2回は西部を対象地域としていたが、本市においては、発表時間帯に竜巻等の目撃情報や被害はなかった。

図表 1.2.6 竜巻注意情報の発表状況

情報の名称、番号	対象地域	発表日時
神奈川県竜巻注意情報 第1号	東部	10月12日 6:35
神奈川県竜巻注意情報 第2号	東部、西部	10月12日 6:54
神奈川県竜巻注意情報 第3号	東部、西部	10月12日 7:58

<sup>8</sup> 東日本台風での河川被害を踏まえ、令和3年5月、小松川及び道志川が新たに水位周知河川に指定されている。

## ウ 水防警報

水防法（昭和24年法律第193号）に基づく水防警報は、相模川、境川、串川、鳩川及び道保川に発表された。なお、水防警報の内容に応じ、消防部隊が出動し水位や流速、降雨の状況等を確認している。

図表 1.2.7 水防警報の発表状況

河川名	水位観測所	待機	準備	出動	解除
相模川	磯部			12日 14:07	13日 2:22
	上依知	12日 8:37	12日 10:28	12日 11:37 12日 13:55	
		13日 9:47			13日 13:26
境川 <sup>(※1)</sup>	風戸橋	12日 5:51		12日 7:32	
		13日 4:34			13日 5:22
	昭和橋	12日 5:41			13日 3:31
	高橋	12日 6:01		12日 6:51	13日 2:21
	幸延寺橋	12日 6:02		12日 7:01	13日 1:20
	根岸橋	12日 6:15		12日 8:06	13日 1:44
	境橋	12日 6:54		12日 8:10	13日 1:40
串川	串川橋	12日 5:31		12日 6:11	
		13日 4:41			13日 9:22
鳩川	石橋	12日 6:41		12日 8:11	12日 9:19
		12日 12:08		12日 20:43	12日 22:03
	平和橋 <sup>(※2)</sup>	12日 6:33			12日 9:02
		12日 9:23			12日 10:32
		12日 11:43			12日 17:53
		12日 18:02			12日 21:53
道保川	松原橋	12日 6:33			12日 22:04

(※1) 境川の水位観測所のうち、根岸橋及び境橋は東京都から発表される。

(※2) 平和橋水位観測所は座間市に所在するが、観測所受け持ち区間は南区（新戸）を含んでいる。

図表 1.2.8 市内の水位観測所



《出所：神奈川県雨量水位情報HPから作成》

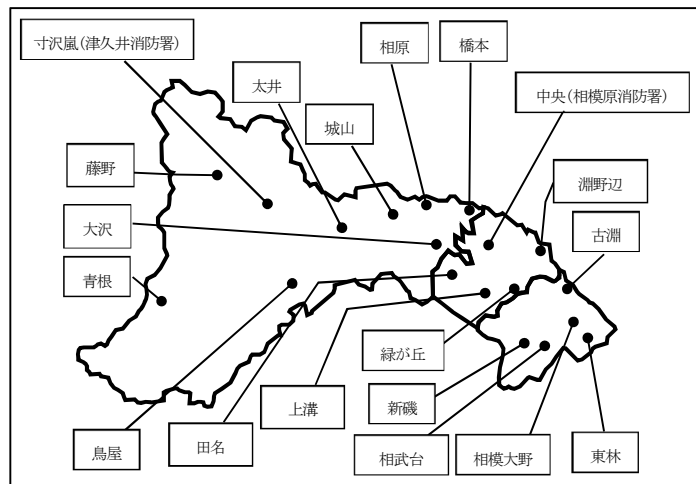
(4) 降雨の状況

本市では、市内 19 箇所<sup>9</sup>に雨量計を設置しており、東日本台風の接近・上陸の際には、緑区鳥屋で総雨量 761mm、1 時間最高雨量 87.5mm/h を観測している。

図表 1.2.9 各観測地点における降雨の状況（色塗りは各区の最高値）

区	観測場所	総雨量（連続雨量）[mm]		1時間最高雨量（10月12日）[mm/h]	
		降雨量	観測時間帯	降雨量	観測時間帯
緑区	橋本	427.5	10日 22:04 ~ 12日 21:19	54.5	19:30 ~ 20:30
	相原	462.5	10日 22:07 ~ 13日 6:30	60.0	19:30 ~ 20:30
	大沢	381.0	10日 22:02 ~ 12日 21:17	50.0	19:30 ~ 20:30
	城山	469.5	10日 20:39 ~ 12日 21:17	65.5	19:30 ~ 20:30
	太井	541.5	10日 22:15 ~ 12日 21:14	73.5	19:20 ~ 20:20
	鳥屋	761.0	10日 22:13 ~ 12日 21:08	87.5	19:10 ~ 20:10
	青根	752.5	10日 21:23 ~ 13日 1:26	64.0	19:00 ~ 20:00
	寸沢嵐	547.5	10日 22:17 ~ 12日 21:07	63.0	19:30 ~ 20:30
	藤野	477.5	10日 22:32 ~ 12日 21:04	45.0	19:20 ~ 20:20
中央区	中央	390.5	10日 21:58 ~ 12日 21:15	46.0	7:00 ~ 8:00
	淵野辺	353.5	10日 21:57 ~ 12日 21:23	39.5	7:00 ~ 8:00
	緑が丘	352.5	10日 21:54 ~ 12日 21:14	36.5	19:40 ~ 20:40
	田名	381.0	10日 21:57 ~ 12日 23:50	43.0	19:30 ~ 20:30
	上溝	283.0	10日 21:56 ~ 12日 21:13	27.5	6:00 ~ 7:00
南区	古淵	376.0	10日 21:53 ~ 12日 21:18	41.0	6:50 ~ 7:50
	相模大野	338.0	10日 21:44 ~ 12日 22:15	36.5	6:10 ~ 7:10
	相武台	310.5	10日 21:45 ~ 12日 22:11	31.5	13:00 ~ 14:00
	新磯	335.0	10日 21:47 ~ 12日 22:56	33.0	12:50 ~ 13:50
	東林	272.5	10日 21:42 ~ 12日 22:22	32.0	6:00 ~ 7:00

図表 1.2.10 雨量観測場所 位置図



<sup>9</sup> 各消防署所に設置しており、相模湖地域観測所（アメダス）はこの19箇所に含まない。

#### (5) 風速等の状況

本市では、相模原消防署（中央区中央）及び津久井消防署（緑区寸沢嵐）の2箇所では、東日本台風の接近・上陸の際には、相模原消防署で最大瞬間風速 25.5m/s、津久井消防署で最大瞬間風速 25.1m/s を観測した。

図表 1.2.11 各観測地点における最大風速及び最大瞬間風速（10月12日）

地点名	最大風速 (m/s)			最大瞬間風速 (m/s)		
	風速	風向	起時	風速	風向	起時
相模原消防署	13.0	西北西	21:11	25.5	東南東	20:25
津久井消防署	10.5	北	20:38	25.1	北	20:29

### 4 河川水位の状況

#### (1) 相模川

相模川（上依知水位観測所）は、10月12日（土）8時30分に水防団待機水位に到達後、11時30分に氾濫注意水位に到達した。その後も水位は上昇を続け、13時45分に避難判断水位に到達し、14時45分に氾濫危険水位に到達した。

最大水位は、23時に氾濫危険水位を1.63m上回る8.93mを観測している。

#### (2) 境川

境川は、昭和橋水位観測所において10月12日（土）5時50分に水防団待機水位に到達後、6時20分に避難判断水位に到達した。8時に氾濫危険水位に到達後は、上昇と下降を繰り返し、19時以降、再び上昇を続けた。

最大水位は、20時50分に氾濫危険水位を0.97m上回る3.77mを観測している。

#### (3) 串川

串川は、串川橋水位観測所において10月12日（土）5時40分に水防団待機水位に到達後、6時20分に氾濫注意水位に到達した。その後は、18時50分に避難判断水位に到達し、19時50分に氾濫危険水位に到達した。

最大水位は、20時10分に氾濫危険水位を0.35m上回る2.75mを観測している。

#### (4) 鳩川

鳩川は、石橋水位観測所において10月12日（土）6時50分に水防団待機水位に到達後、上昇と下降を繰り返し、20時40分に避難判断水位に到達したが、氾濫危険水位には到達していない。

最大水位は、20時50分に2.15mを観測している。

#### (5) 道保川

道保川は、松原橋水位観測所において10月12日（土）7時に水防団待機水位に到達後、上昇と下降を繰り返し、20時20分に再び水防団待機水位まで上昇したが、氾濫注意水位には到達していない。

最大水位は、20時30分に0.87mを観測している。

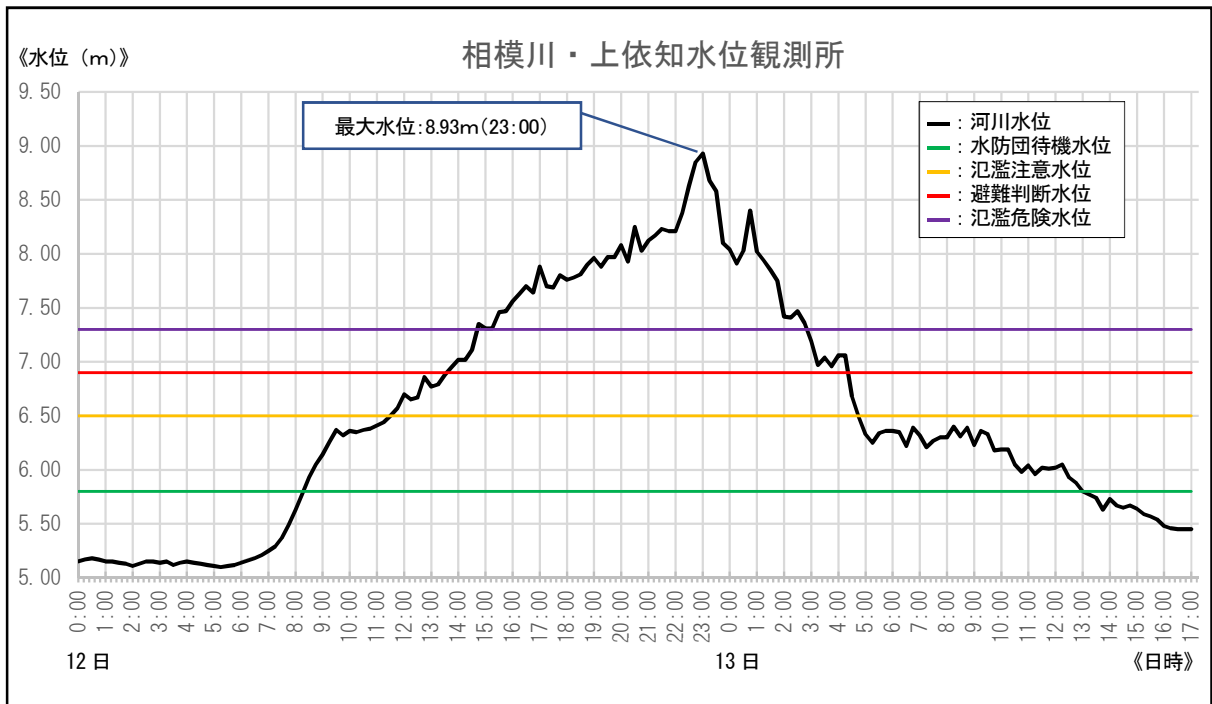
(6) 準用河川（姥川及び鳩川上流）

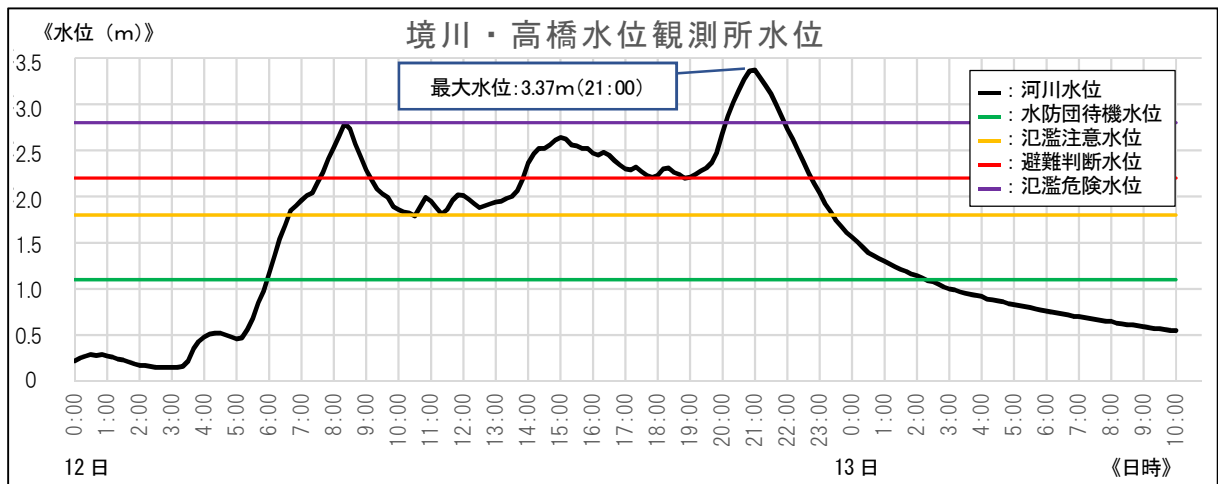
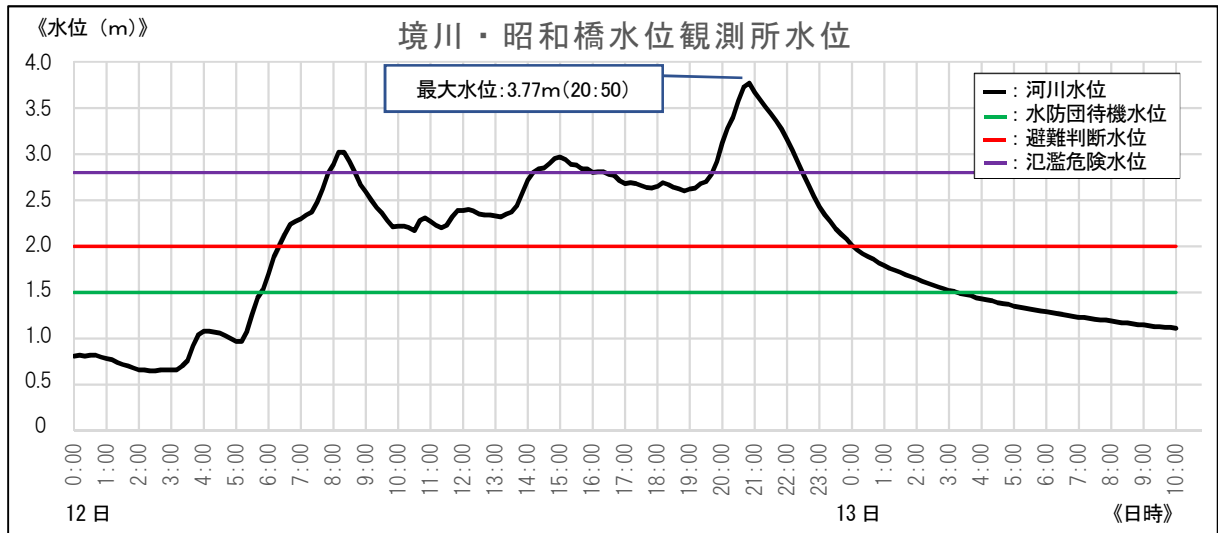
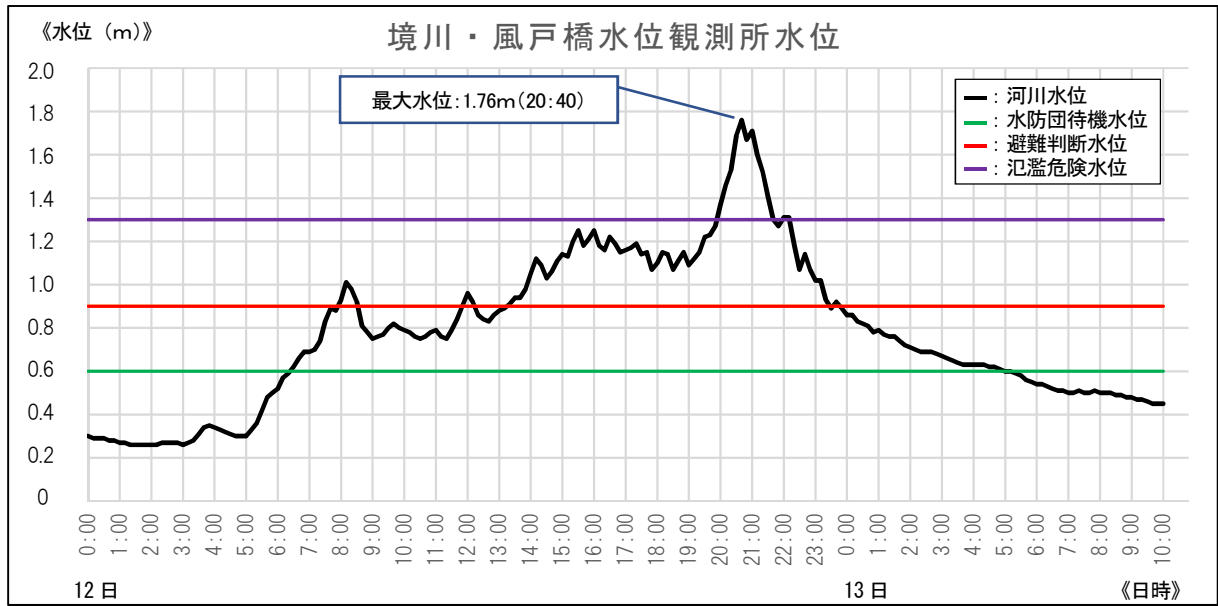
市が管理する準用河川のうち、姥川は虹吹橋に、鳩川（上流）は妙見橋に水位観測計を設置しており、警報水位を定めているが、いずれも警報水位に達していない。

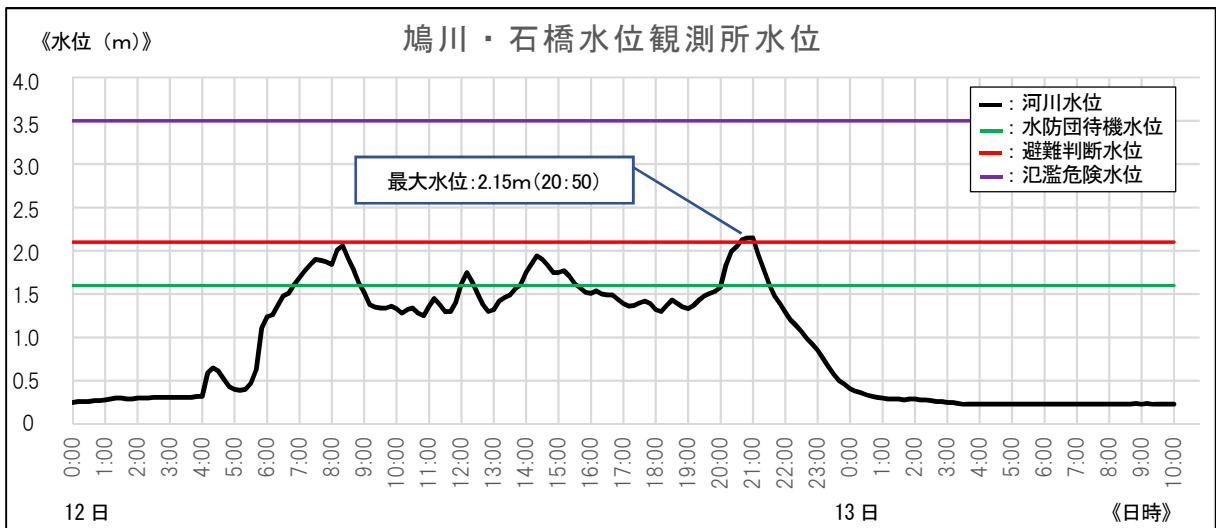
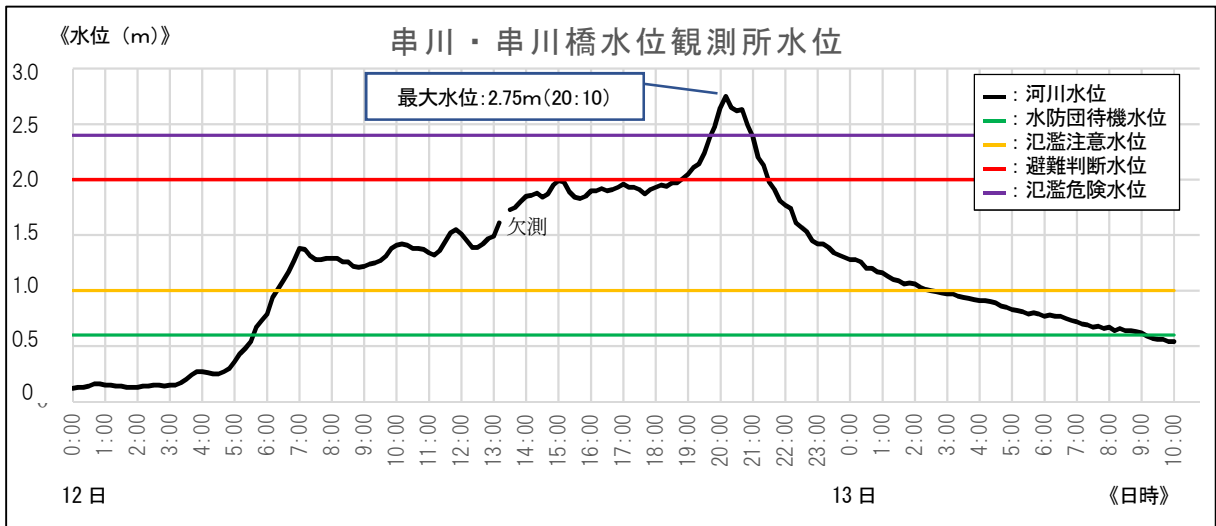
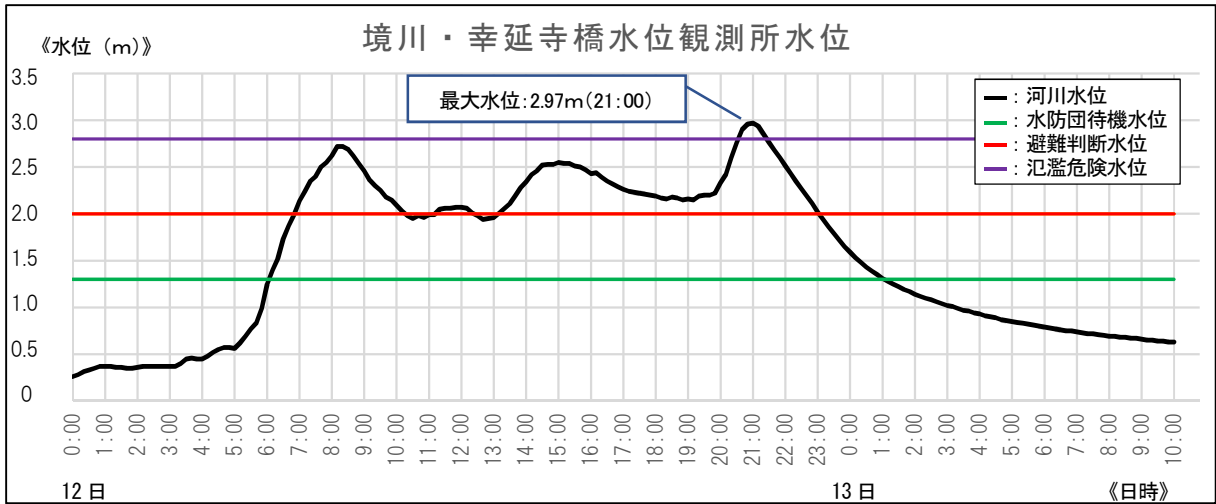
図表 1. 2. 12 各水位観測所の水位到達日時

河川名	水位観測所	水防団待機水位		氾濫注意水位		避難判断水位		氾濫危険水位		最大水位	
		基準水位	到達日時	基準水位	到達日時	基準水位	到達日時	基準水位	到達日時	水位	到達日時
相模川	磯部	2.9m	12日 14:00	3.9m	/	/	/	/	/	3.41m	12日 19:00
	上依知	5.8m	12日 8:30	6.5m	12日 11:30	6.9m	12日 13:45	7.3m	12日 14:45	8.93m	12日 23:00
境川	風戸橋	0.6m	12日 6:30	0.9m	12日 8:00	0.9m	12日 8:00	1.3m	12日 20:00	1.76m	12日 20:40
	昭和橋	1.5m	12日 5:50	2.0m	12日 6:20	2.0m	12日 6:20	2.8m	12日 8:00	3.77m	12日 20:50
	高橋	1.1m	12日 6:00	1.8m	12日 6:40	2.2m	12日 7:40	2.8m	12日 20:10	3.37m	12日 21:00
	幸延寺橋	1.3m	12日 6:10	2.0m	12日 7:00	2.0m	12日 7:00	2.8m	12日 20:40	2.97m	12日 21:00
串川	串川橋	0.6m	12日 5:40	1.0m	12日 6:20	2.0m	12日 18:50	2.4m	12日 19:50	2.75m	12日 20:10
鳩川	石橋	1.6m	12日 6:50	2.1m	12日 20:40	2.1m	12日 20:40	3.5m	/	2.15m	12日 20:50
道保川	松原橋	0.83m	12日 7:00	1.0m	/	1.94m	/	2.54m	/	0.87m	12日 20:30

図表 1. 2. 13 河川水位の経過







## 5 ダム放流の状況

### (1) 城山ダム

城山ダムは、高度経済成長で急増する水需要に対し、水道用水や発電用水の確保、洪水調節を行うことを目的に相模川に建設されたダムで、昭和40年（1965年）に完成した。

東日本台風においては、10月11日（金）に予備放流を実施し、ダムの水位を事前に下げ、防災操作（洪水調節）を実施したが、計画規模を上回る流入量により、洪水調節容量を使い切る見込みとなり、12日（土）21時30分に、ダム運用開始以降初めて、流入量と同じ量を下流に放流する異常洪水時防災操作（以下「緊急放流」という。）を実施した。

なお、緊急放流により、23時に上依知水位観測所で最大水位8.93mを観測したが、下流河川において、越水や破堤による大きな被害は発生していない。

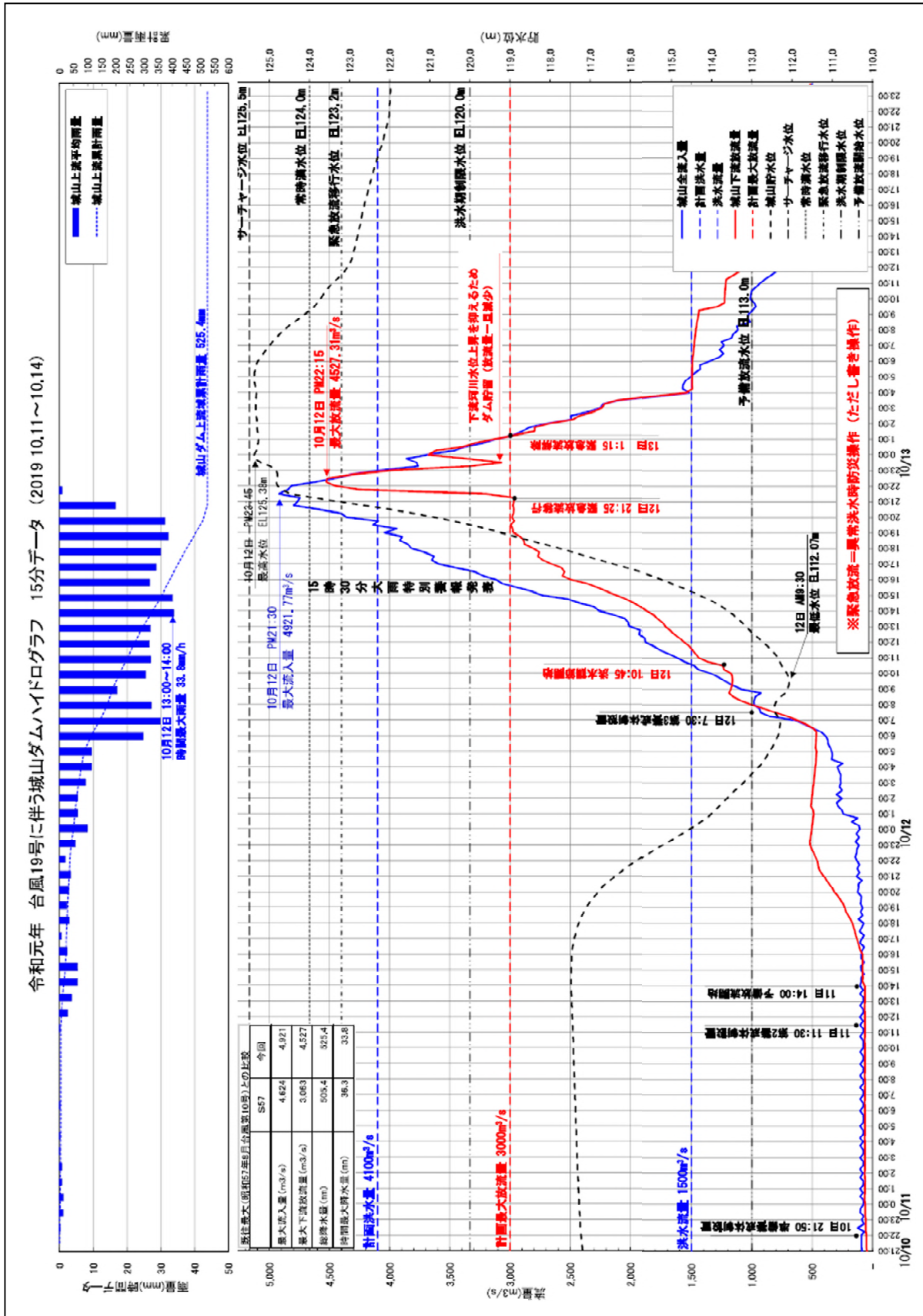
図表 1.2.14 東日本台風における最大流入量及び最大下流放流量（10月12日）

計画最大放流量	3,000 m <sup>3</sup> /s
東日本台風における最大流入量	4,921 m <sup>3</sup> /s（12日21時30分）
〃 最大放流量	4,527 m <sup>3</sup> /s（12日22時15分）
上流域の降雨（累計雨量）	525.4 mm（10日21:15～12日22:00）
〃（時間最大降雨量）	33.8 mm（12日13:00～14:00）

《出所：神奈川県HPから作成》



図表 1.2.15 東日本台風における城山ダムの防災操作（洪水調節）の状況



《出典: 神奈川県提供資料》

## (2) 相模ダム

相模ダムは、水道用水、発電用水やかんがい用水を確保することを目的に相模川に建設されたダムで、昭和22年（1947年）に完成した。

東日本台風においては、10月11日（金）22時に洪水警戒体制が設置された後、12日（土）0時から放流が行われ、19時45分には、放流量が3,000 m<sup>3</sup>/sを超えた。

図表 1.2.16 東日本台風における相模ダムの放流状況

日時分	放流量(m <sup>3</sup> /s)	累計雨量	水位	流入量(m <sup>3</sup> /s)
12日 0:00	100.00	48.8mm	-3.7	79.30
12日 8:30	650.89	169.8mm	-4.39	891.99
12日 9:45	1015.12	194.6mm	-4.02	1175.85
12日 15:00	2068.68	345.0mm	-2.42	2569.61
12日 19:45	3003.52	480.4mm	-0.62	3416.45

《出所：相模ダム放流連絡書から作成》

## (3) 道志ダム

道志ダムは、水道用水、発電用水やかんがい用水を確保することを目的に道志川に建設されたダムで、昭和30年（1955年）に完成した。

東日本台風においては、10月12日（土）0時30分に洪水警戒体制が設置されるとともに放流が行われ、19時30分には、放流量が800 m<sup>3</sup>/sを超えた。

図表 1.2.17 東日本台風における道志ダムの放流状況

日時分	放流量(m <sup>3</sup> /s)	累計雨量	水位	流入量(m <sup>3</sup> /s)
12日 0:30	4.00	62.6mm	-3.37	15.68
12日 6:00	92.36	153.8mm	-3.91	94.40
12日 8:00	200.75	222.6mm	-4.06	201.61
12日 15:00	510.65	435.5mm	-3.79	517.80
12日 19:30	807.52	608.0mm	-3.73	817.74

《出所：道志ダム放流連絡書から作成》

## (4) 串川取水堰

串川取水堰は、城山ダムの流入量の増大を図るため、串川に建設された取水堰で、昭和45年（1970年）に完成した。

東日本台風においては、10月11日（金）13時50分に洪水警戒体制が設置された後、14時10分から2 m<sup>3</sup>/sの放流が行われた。

## 6 土砂災害の危険度

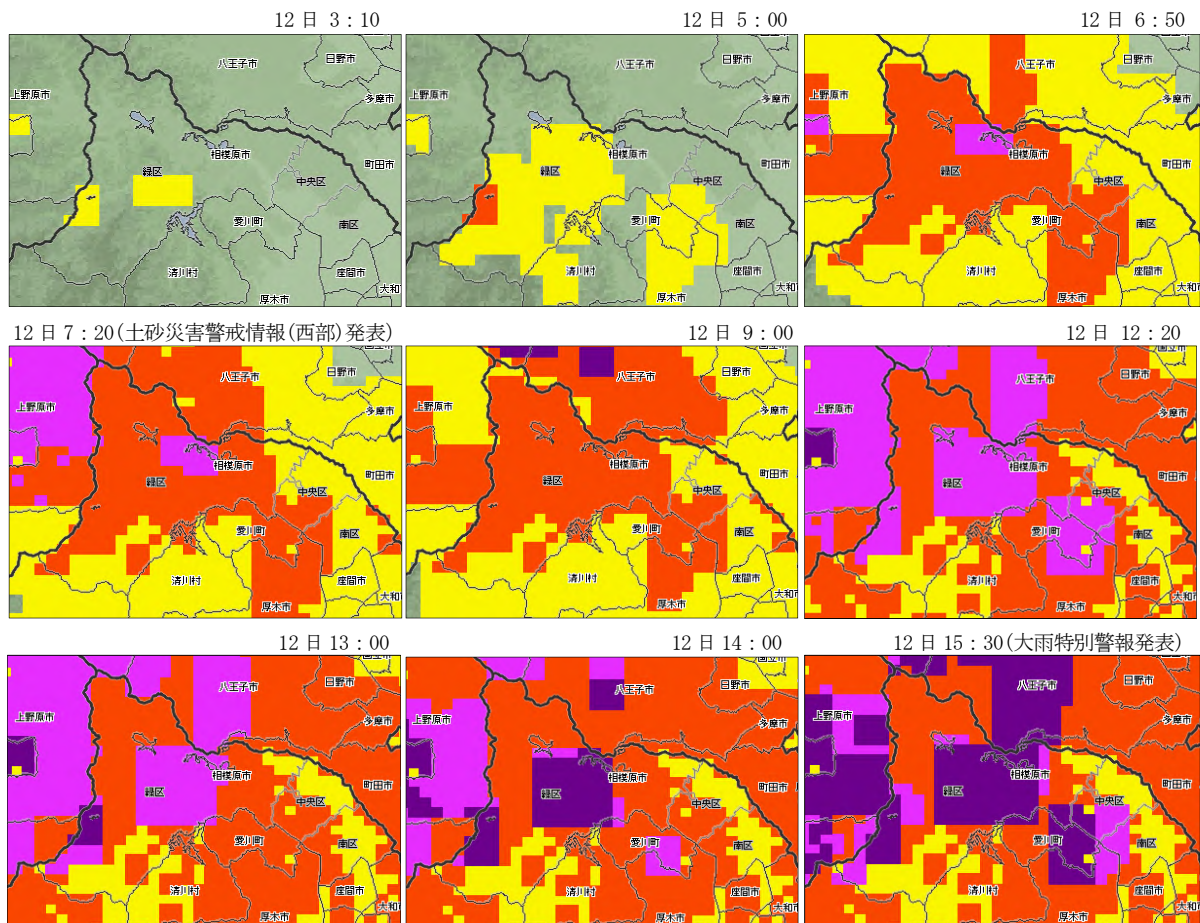
気象庁が公開している「土砂災害の危険度分布」において、本市には、10月12日（土）3時10分に、緑区の津久井地区の一部に「注意」（警戒レベル2相当・黄色）が出現した。

その後、5時に津久井地区の一部に「警戒」（警戒レベル3相当・赤色）が出現し、6時50分には津久井地区・相模湖地区の一部に「非常に危険（土砂災害警戒情報の基準に到達すると予想）」（警戒レベル4相当・うす紫色）が出現している。

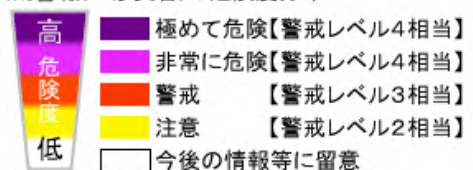
12時20分には、「非常に危険」の範囲が緑区内の広い範囲で出現し、13時に津久井地区の山梨県境に「極めて危険（土砂災害警戒情報の基準に既に到達）」（警戒レベル4相当・濃紫色）が出現、その後、「極めて危険」の範囲は徐々に広がり、15時30分の時点で、中央区の一部にも出現し、15時30分に、本市に大雨特別警報（土砂災害）が発表された。

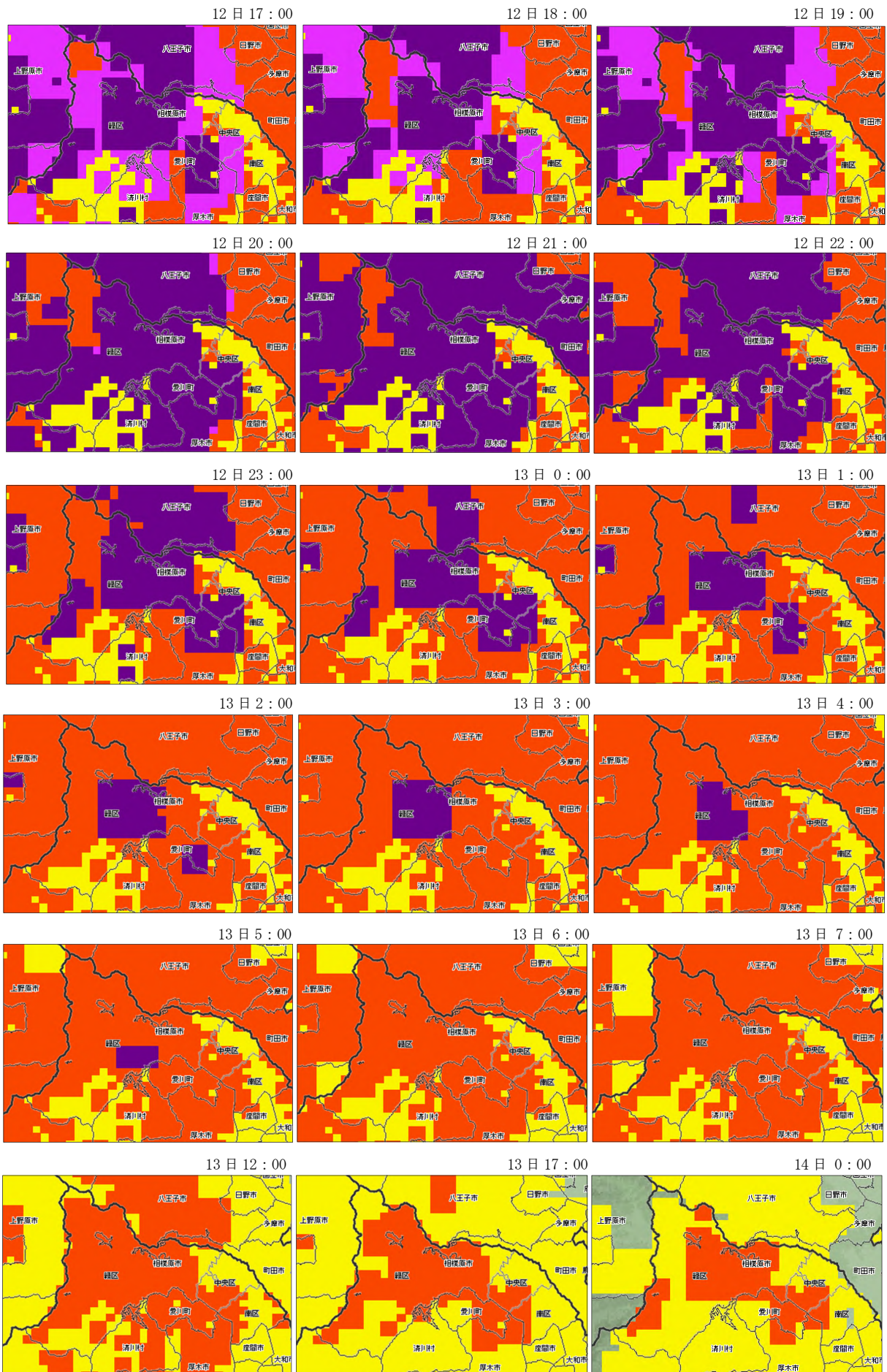
20時の時点では、「極めて危険」の範囲が市内の広い範囲で出現しているが、21時過ぎに降雨が収まってからは、徐々に危険度分布の状況は改善され、13日（日）6時には、市内において「極めて危険」や「非常に危険」が消失した。なお、「警戒」や「注意」については、14日（月・祝）以降も継続して出現していた。

図表 1.2.18 土砂災害の危険度分布の状況



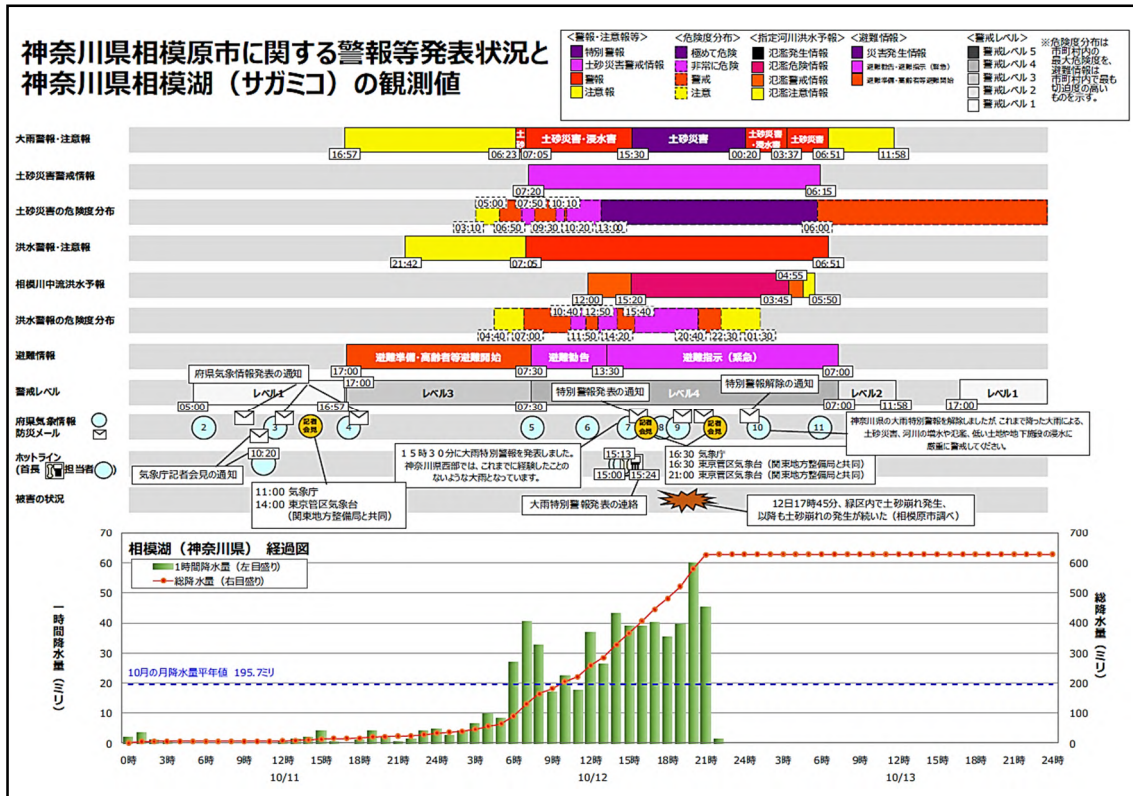
大雨警報(土砂災害)の危険度分布





《出所：気象庁HPから作成》

図表 1. 2. 19 警報等発表状況と降雨の状況



〔出典：災害時気象報告（気象庁・令和3年3月31日）〕

7 台風通過後の気象状況

(1) 10月13日から16日

10月13日（日）の市内の天候は、晴であったが、14日（月・祝）は前線が北上したことにより、曇時々雨となり、15日（火）は、気圧の谷や湿った空気の影響により、曇一時雨となった。また、16日（水）の天候は曇であったが、一部地域で若干の雨を観測した<sup>10</sup>。

14日（月・祝）及び15日（火）に大雨注意報が発表されたが、降雨に伴う被害は発生していない。

図表 1. 2. 20 市内に発表された気象警報・注意報（14日～16日）

気象警報・注意報	発表日時	解除日時
大雨注意報	10月14日 6:53	10月14日 23:06
大雨注意報	10月15日 15:38	10月16日 4:33

図表 1. 2. 21 総雨量・時間最高雨量に係る各区の最高観測値（14日～16日）

区	総雨量（連続雨量）[mm]			1時間最高雨量 [mm/h]		
	観測場所	降雨量	観測時間帯	観測場所	降雨量	観測時間帯
緑区	鳥屋	7.5	14日 9:36～15日 23:42	橋本・大沢 ・城山	2.0	14日 17:00～18:00
	相原		14日 9:23～16日 1:28			
中央区	淵野辺	9.5	14日 8:23～14日 19:39	中央	3.0	14日 17:10～18:10
南区	相模大野	10.0	14日 8:28～14日 20:13	相模大野	3.0	14日 19:00～20:00

<sup>10</sup> 市内の天候は、中央区中央の天候であり、本市消防局職員が雲量を目視で確認し判定したものである。

(2) 10月17日から20日

10月17日(木)から19日(土)にかけては、断続的に雨が降り、17日(木)の天候は曇時々雨、18日(金)は雨時々曇、19日(土)は雨のち曇、20日(日)は曇であった。

横浜地方気象台は、19日(土)明け方から昼前にかけて県内に大雨警報(土砂災害)を発表する可能性がある旨を発表したが、本市においては、18日(金)から20日(日)にかけて、大雨注意報が発表されるにとどまった。なお、降雨に伴う被害は発生していない。

図表 1.2.22 市内に発表された気象警報・注意報(18日～20日)

気象警報・注意報	発表日時	解除日時
大雨注意報	10月18日15:19	10月19日11:35
雷注意報	10月18日15:19	10月19日7:47
大雨注意報	10月19日13:38	10月20日4:44
雷注意報	10月19日16:24	10月20日4:44

図表 1.2.23 総雨量・時間最高雨量に係る各区の最高観測値(17日～20日)

区	総雨量(連続雨量)[mm]			1時間最高雨量[mm/h]		
	観測場所	降雨量	観測時間帯	観測場所	降雨量	観測時間帯
緑区	鳥屋	91.5	17日14:27～19日6:20	鳥屋	13.5	19日3:20～4:20
中央区	中央	84.5	17日16:08～19日7:39	緑が丘	13.5	19日3:40～4:40
南区	古淵	76.5	17日16:18～19日6:46	東林	16.0	19日3:40～4:40

(3) 10月21日から23日

10月21日(月)は、17時過ぎから雨が降り始め、一部地域を除き、22日(火・祝)の昼頃まで降り続いた。

21日(月)の天候は曇時々雨、22日(火・祝)は雨のち晴、23日(水)は曇であった。

横浜地方気象台は、22日(火・祝)明け方から昼過ぎにかけて県内に大雨警報(土砂災害)を発表する可能性がある旨を発表したが、本市においては、21日(月)から22日(火・祝)にかけて、大雨注意報が発表されるにとどまった。なお、降雨に伴う被害は発生していない。

図表 1.2.24 市内に発表された気象警報・注意報(21日～22日)

気象警報・注意報	発表日時	解除日時
大雨注意報	10月21日15:54	10月22日20:33
雷注意報	10月21日15:54	10月22日13:16

図表 1.2.25 総雨量・時間最高雨量に係る各区の最高観測値(21日～22日)

区	総雨量(連続雨量)[mm]			1時間最高雨量[mm/h]		
	観測場所	降雨量	観測時間帯	観測場所	降雨量	観測時間帯
緑区	青根	78.0	21日19:33～22日12:03	相原	10.5	22日2:50～3:50
中央区	中央	67.0	21日20:42～22日12:36	中央	10.0	22日3:20～4:20
南区	東林	74.5	21日17:43～22日12:17	東林	11.0	22日3:00～4:00

## (4) 10月24日から26日

10月24日(木)は、一部地域を除き、夜遅くから雨が降り始め、25日(金)の夜はじめ頃まで降り続いた。

24日(木)の天候は曇、25日(金)は雨のち晴、26日(土)は晴一時曇であった。

横浜地方気象台は、25日(金)朝から夕方にかけて県内に大雨警報(浸水害・土砂災害)を発表する可能性が高くなっている旨を発表し、本市においても25日(金)8時11分に大雨警報(土砂災害)が発表された。この雨の影響により、緑区川尻及び広田の一部で停電が発生した(約200世帯。25日(金)12時14分～同14時20分)。

図表 1.2.26 市内に発表された気象警報・注意報(24日～26日)

気象警報・注意報	発表日時	解除日時
大雨注意報	10月24日 16:35	10月25日 8:11
雷注意報	10月24日 16:35	10月25日 20:12
大雨警報(土砂災害)	10月25日 8:11	10月25日 20:12
洪水注意報	10月25日 10:24	10月25日 20:12
大雨注意報	10月25日 20:12	10月26日 4:11

図表 1.2.27 総雨量・時間最高雨量に係る各区の最高観測値(24日～26日)

区	総雨量(連続雨量)[mm]			1時間最高雨量[mm/h]		
	観測場所	降雨量	観測時間帯	観測場所	降雨量	観測時間帯
緑区	鳥屋	172.0	24日 19:41～25日 19:10	鳥屋	19.5	25日 13:40～14:40
中央区	中央	114.0	24日 22:16～25日 18:32	緑が丘・淵野辺	19.0	25日 13:50～14:50
南区	東林	106.0	25日 0:25～25日 19:16	古淵	21.5	25日 13:50～14:50

### 第3節 関係法令の適用等

#### 1 災害救助法の適用

台風第19号に伴う災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていること、住家に多数の被害が生じたことから、全国で14都県390市区町村において、「災害救助法（昭和22年法律第118号）」の適用が決定された<sup>11</sup>。

本市においても、平成31年4月に災害救助法に基づく救助実施市の指定を受けてから初めて、10月12日（土）に災害救助法の適用を決定した（災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条第1項第4号適用）。

なお、県内においては、本市を含む11市7町1村に災害救助法の適用が決定されている（適用日：10月12日）。

図表 1.3.1 県内における災害救助法適用市町村

相模原市、川崎市 <sup>12</sup> 、平塚市、小田原市、茅ヶ崎市、秦野市、厚木市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、寒川町、大井町、松田町、山北町、箱根町、湯河原町、愛川町、清川村
---

#### 2 特定非常災害の指定

10月18日（金）、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号。以下この項において「法」という。）」に基づき、「令和元年台風第19号による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」が閣議決定され、台風第19号による災害が特定非常災害に指定されるとともに、以下の適用措置が指定された（10月18日公布・施行（令和元年政令第129号））。

- ① 行政上の権利利益の満了日の延長（法第3条）
- ② 期限内に履行されなかった行政上の義務の履行の免責（法第4条）
- ③ 法人の破産手続開始の決定の特例（法第5条）
- ④ 相続の承認又は放棄すべき期間の特例（法第6条）
- ⑤ 民事調停法による調停の申立ての手数料の特例（法第7条）
- ⑥ 建築基準法による応急仮設住宅の存続期間等の特例（法第8条）<sup>13</sup>

#### 3 激甚災害の指定

10月29日（火）、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号。以下この項において「法」という。）」に基づき、「令和元年10月11日から同月14日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定する政令」が閣議決定され、台風第19号の暴風雨による災害が激甚災害（本激）に指定されるとともに、以下の①から⑪の適用措置が指定された（11月1日公布・施行（令和元年政令第142号））。

その後、台風第20号及び第21号による被害を踏まえ、激甚災害の指定に係る災害期間を10

<sup>11</sup> 出所：「令和元年台風第19号等に係る被害状況等について」（内閣府・令和2年4月10日現在）

<sup>12</sup> 川崎市は、本市と同様に平成31年4月に救助実施市の指定を受けている。

<sup>13</sup> 本措置は、令和3年3月19日の閣議決定により政令が改正され、追加された（3月24日公布・施行）。



月 26 日（土）までとすることに見直され、11 月 29 日（金）、「令和元年 10 月 11 日から同月 14 日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定する政令の一部を改正する政令」が閣議決定され、台風第 19 号に加え、台風第 20 号及び第 21 号の暴風雨による災害が激甚災害（本激）に指定されるとともに、以下の⑫、⑬の適用措置が追加指定された（12 月 4 日公布・施行）。

- ① 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（法第 3 条及び第 4 条）
- ② 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置（法第 5 条）
- ③ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例（法第 6 条）
- ④ 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例（法第 12 条）
- ⑤ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助（法第 14 条）
- ⑥ 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助（法第 16 条）
- ⑦ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助（法第 17 条）
- ⑧ 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例（法第 19 条）
- ⑨ 母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例（法第 20 条）
- ⑩ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（法第 24 条）
- ⑪ 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例（法第 25 条）
- ⑫ 土地改良区等の行なう湛水排除事業に対する補助（法第 10 条）
- ⑬ 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例（法第 22 条）

#### 4 非常災害の指定

10 月 29 日（火）、「令和元年台風第 19 号による災害についての非常災害の指定に関する政令」が閣議決定され、台風第 19 号による災害が「大規模災害からの復興に関する法律（平成 25 年法律第 55 号）」第 2 条第 9 号に規定する「非常災害」として指定された（11 月 1 日公布・施行）。

非常災害の指定により、国土交通省において、本市を含む被災地方公共団体から要請を受けた 6 箇所<sup>14</sup>の道路について、直轄権限代行による災害復旧事業が行われた<sup>14</sup>。

図表 1.3.2 国土交通省による直轄権限代行 一覧

自治体名	路線名	区間
宮城県	国道 349 号	宮城県伊具郡丸森町耕野不動 ～ 同 丸森町舘矢間山田
福島県	国道 289 号	福島県いわき市田人町旅人字下坪 ～ 同 田人町南大平字辺栗
群馬県	国道 144 号	群馬県吾妻郡嬭恋村大字大笹
長野県	国道 361 号	長野県上伊那郡南箕輪村字北沢山地内
相模原市	国道 413 号	神奈川県相模原市緑区青野原 ～ 同 緑区青根
東御市	市道白鳥神社線	長野県東御市本海野地内

<sup>14</sup> 出所：『大規模災害からの復興に関する法律』に基づく道路の直轄権限代行による災害復旧事業に着手（令和元年 10 月 29 日 国土交通省 道路局 報道発表資料）

## 5 被災者生活再建支援法の適用

台風第19号による災害について、住宅に多数の被害が生じたことから、神奈川県は11月1日（金）、本市及び川崎市に被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）の適用を決定した。

なお、神奈川県のほか、令和元年台風第15号から台風第19号までの一連の災害、台風第15号から10月25日（金）の大雨までの一連の災害、台風第19号による災害について、岩手県（3市1町）、宮城県（県内全域）、福島県（県内全域）、茨城県（県内全域）、栃木県（7市1町）、群馬県（1市1村）、埼玉県（県内全域）、千葉県（県内全域）、東京都（2区2市1町1村）、新潟県（1町）、山梨県（1市）、長野県（県内全域）、静岡県（2市1町）が被災者生活再建支援法の適用を決定している<sup>15</sup>。

図表 1.3.3 県内の被災者生活再建支援法の適用状況

該当区域	発生日	適用基準 (支援法施行令)	住宅被害（世帯）		
			全壊	半壊	床上浸水
相模原市	10月12日	第1条第2号	10以上	—	—
川崎市	10月12日	第1条第2号	10以上	—	—

<sup>15</sup> 出所：「令和元年台風第19号等に係る被害状況等について」（内閣府・令和2年4月10日現在）